

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		一時停止命令（濃度規制）
根拠条例・規則名		水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
条 項		第13条第1項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあり、次のいずれかに該当する場合。 （1）排出水を排出することにより、農業被害、漁業被害、取水停止等の実害を生じるおそれがある。 （2）一時停止命令以外では、改善措置がすみやかに実施されないと認められる。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		